

ご契約にあたって [重要事項説明書] (ecoでんきプレミアム)

電気事業法第2条の13の規定にもとづき、電気需給契約の締結にあたっての重要な事項を以下のとおり記載いたしますので、内容に同意のうえお申込みいただきますようお願いいたします。

本書に記載のない事項については、当社が別に定める「低圧電気供給実施要綱」(以下「実施要綱」といいます。)によりります。実施要綱は、当社ホームページ (<http://www.tohoku-epco.co.jp/>) でご確認ください。

1. 小売電気事業者の名称および登録番号

名称：東北電力株式会社
代表者名：取締役社長 社長執行役員 樋口 康二郎
本社住所：宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号
登録番号：A0268

2. 適用条件

次のいずれにも該当するお客さまで、ecoでんきプレミアムの適用を希望され、当社が指定する方法によりお申込みをいただいた場合で、かつ、当社との協議が整った場合に適用いたします。

- (1) 低圧電気実施要綱または選択約款の中で当社ホームページに記載の指定するメニュー(以下「指定メニュー」といいます。)の適用を受けるお客さまであること。
 - (2) 原則として、当社会員制Webサービス「よりそうeねっと」(以下「よりそうeねっと」といいます。)に会員登録され、ご利用明細サービスをご登録いただいていること。
- ※ 青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県の地域に適用いたします。
(ただし、山形県の飛島ならびに新潟県の佐渡島および粟島は除きます。)

3. 電源構成

- (1) 当社は、原則として当社が保有する再生可能エネルギー発電所由来の電気(揚水発電所の電気およびFIT電気※を除きます。以下「再エネ電気」といいます。)で構成されるよう調達計画を策定し、その電源種別ごとの構成比率(以下「計画電源構成」といいます。)を算定いたします。
なお、2022年度(2022年4月～2023年3月)の計画電源構成は次のとおりです。

水力(3万kW以上)	5.2%	水力(3万kW未満)	4.0%	地熱	8%
------------	------	------------	------	----	----

※再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT)の対象となる再生可能エネルギーで発電した電気

- (2) 当社は、供給した電気の電源種別ごとの構成比率を算定いたします。

4. 非化石証書の使用

当社は、ecoでんきプレミアムにより供給する再エネ電気について、原則として3(電源構成)(1)の再エネ電気の非化石証書を使用し、二酸化炭素排出量がゼロの電気といたします。

なお、CO₂排出係数(調整後)は、0.000kg-CO₂/kWhです。

5. 電源構成及び非化石証書の使用状況のお知らせ

当社は、3.(電源構成)(1)または(2)で算定した電源種別ごとの構成比率および4.(非化石証書の使用)の非化石証書の使用状況を、原則として年度単位でよりそうeねっとにてお知らせいたします。

6. ご契約開始のお申込み方法

2に定める適用条件を満たしたうえで、よりそうeねっと (<https://www3.zf1.tohoku-epco.co.jp/>) よりお申込みいただきます。

7. 契約の開始

ecoでんきプレミアムの契約は、お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。なお、この場合、当社は契約成立の旨をお客さまに原則としてよりそうeねっとにてお知らせいたします。

8. 契約期間

契約期間は、料金適用開始の日が属する年度の末日までといたします。

契約期間の満了に先立ってお客さまと当社の双方が契約内容の変更もしくは解約の申し入れを行わない場合には、契約は契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

9. 料金の算定方法

各月の料金は、指定メニューの料金として算定された金額に、(1)によって算定されたCO₂フリー料金を加えたものといたします。

- (1) CO₂フリー料金は、1月につき次によって算定された金額といたします。

CO ₂ フリー料金	=	その1月の使用電力量	×	(2)のCO ₂ フリー料金単価
-----------------------	---	------------	---	-----------------------------

なお、CO₂フリー料金の単位は、1銭とし、その端数は、切り捨てます。

- (2) CO₂フリー料金単価は、次のとおりといたします。

2022年4月分	1キロワット時につき	3円30銭
2022年5月分から2023年3月分	1キロワット時につき	1円87銭

10. 計画電源構成にもとづく電気の供給ができない場合の取扱い

当社は、異常渇水、非常変災等やむをえない理由により再エネ電気の供給量が著しく不足した場合には、計画電源構成にもとづく電気の供給ができないことがあります。なお、この場合には、当社は、その理由および変更後の計画電源構成をお客さまにお知らせいたします。

1.1. 解約の取扱い

当社は、次の場合には、解約される日の前日を含む料金算定期間の対象メニューの料金として算定された金額に、その1月のCO₂フリー料金を加えたものをその1月の料金として申し受けます。

なお、既に支払われたCO₂フリー料金は、精算いたしません。

- (1) お客さまの都合によりecoでんきプレミアムによる契約を解約される場合
- (2) 当社が、異常渇水、非常変災等やむをえない理由によりecoでんきプレミアムによる契約の継続が困難と判断し、ecoでんきプレミアムによる契約を解約する場合

1.2. 損害賠償の免責

10.(計画電源構成にもとづく電気の供給ができない場合の取扱い)によって計画電源構成にもとづく電気の供給ができなかった場合または11.(解約の取扱い)(2)によって解約した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

1.3. お問合せ先

ecoでんきプレミアムお問合せ先：0120-200-044

【受付時間】月～金(休祝日・年末年始を除く) 午前9時から午後5時まで